

変更後	変更前
<p>第14条(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟事業者」という。))に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。</p> <p>(1)両社が本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報((4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</p> <p>(2)(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</p> <p>(3)両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。))に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p> <p>(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</p> <p>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。</p> <p>ア.(3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</p> <p>ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</p> <p>ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p> <p>イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ.③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。</p> <p>(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は登録情報・期間表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>第14条(個人信用情報機関の利用および登録)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。))に対する当該情報の提供を業とするものについて以下のとおり同意します。</p> <p>(1)両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)にそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2)本規約末尾の加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録にかかる情報が提供され、自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されること。</p> <p>(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第22条(ショッピングの利用を行う目的・利用方法)</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があります。</p>	<p>第22条(ショッピングの利用を行う目的・利用方法)</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>

<p>ついて、会員は承諾するものとします。</p>	
<p>第32条(CD・ATMでの利用)</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引をおこなうことができます。その場合、会員は当行に対し、(1)(2)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「<a href="#">繰上返済方法</a>」に定めるものをいう。)を、(3)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「<a href="#">繰上返済方法</a>」に定めるものをいう。)を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1)キャッシング1回払いの利用 (2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3)ショッピングリボ払いの随時支払い</p>	<p>第32条(CD・ATMでの利用)</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引をおこなうことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。)を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1)キャッシング1回払いの利用 (2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3)ショッピングリボ払いの随時支払い</p>
<p>第33条(約定支払日と口座振替)</p> <p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に <b>当行が指定した料率(当行が別途公表します。)を加算したものとします。</b>なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>第33条(約定支払日と口座振替)</p> <p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。)なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります</p>
<p>第34条(明細)</p> <p>4. 当行は本会員または本会員であった者(以下、本項において「再発行希望者」という。)が明細書の再発行(当行が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したのについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。)を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p>	<p>第34条(明細)</p>
<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 本規約についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。)および支払停止の抗弁に関する書面については下記相談窓口にご連絡ください。なお、当行、JCBおよび中銀カードでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</p>	<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 本規約についてのお申出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番4に従うものとします。)および支払停止の抗弁に関する書面については下記相談窓口にご連絡ください。</p>
<p>&lt;加盟個人信用情報機関&gt;</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法にもとづく指定信用情報機関) 電話番号 0570-666-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></li> <li>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></li> </ul> <p>※保証会社が加盟する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シー(CIC)です。 ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>&lt;加盟個人信用情報機関&gt;</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法にもとづく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></li> <li>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></li> </ul> <p>※保証会社が加盟する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シー(CIC)です。 ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>

登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
①本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6か月間	当該照会日から1年を超えない期間
③本契約に係る事実 (入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約にかかる申込みの事実	当該利用日より6か月間	当該利用日から1年を超えない期間
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

<ショッピングリボ払いのご案内>

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高				
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	
お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*				
	残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算			
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

\* 2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、プラチナカード、ゴールドカードをお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。

新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。

※お客さまに適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

<ショッピングリボ払いのご案内>

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高				
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	
お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*				
	残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算			
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

\* ゴールド会員の場合は1万円以上1千円単位となります。

※指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合[A]もしくは[B]となります。

[A]新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます

[B]新カードへお切替の場合は、お切替前の設定元金が引き継がれます。

※お客さまに適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

2. 手数料率

2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%
2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。  
 詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

[初回のご請求] 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365日  
 [2回目以降のご請求] 実質年率 × 日数 (約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365日  
 ※お客さまに適用される手数料率は「カード発行台紙」に記載されます。

3. お支払い例

【実質年率15.00%の場合】

・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 747円 (7万円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日)
- ③ 8月10日の弁済金 10,747円 (① + ②)

(2) 9月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 764円 (6万円 × 15.00% × 31日 ÷ 365日)
- ③ 9月10日の弁済金 10,764円 (① + ②)

【実質年率18.00%の場合】

・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 897円 (7万円 × 18.00% × 26日 ÷ 365日)
- ③ 8月10日の弁済金 10,897円 (① + ②)

(2) 9月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 917円 (6万円 × 18.00% × 31日 ÷ 365日)
- ③ 9月10日の弁済金 10,917円 (① + ②)

2. 手数料率

実質年率15.00%

[初回のご請求] 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365日

[2回目以降のご請求] 実質年率 × 日数 (約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷ 365日

※お客さまに適用される手数料率は「カード発行台紙」に記載されます。

3. お支払い例

・定額コース1万円の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 747円 (7万円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日)
- ③ 8月10日の弁済金 10,747円 (① + ②)

(2) 9月10日のお支払い

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 764円 (6万円 × 15.00% × 31日 ÷ 365日)
- ③ 9月10日の弁済金 10,764円 (① + ②)

<ショッピング分割払いのご案内>

1. 手数料率

2026年9月30日ご利用分まで	実質年率 15.00% [月利 1.25%]
2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率 18.00% [月利 1.50%]

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。  
 詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

<ショッピング分割払いのご案内>

1. 手数料率

実質年率15.00% (月利1.25%)

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

2 支払回数表

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3か月	5か月	6か月	10か月	12か月	15か月	18か月	20か月	24か月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%

## 2 支払回数表・お支払い例

### 【実質年率15.00%の場合】

#### (1) 支払回数表

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間	3か月	5か月	6か月	10か月	12か月	15か月	18か月	20か月	24か月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたり の分割払手 料の額)	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

#### (2) お支払い例

実質年率15.00%の方が、6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合

##### A. 上表にもとづく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

##### B. 上表にもとづく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円 ※1$$

##### C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円 ※2$$

(ただし、初回10,518円 ※3、最終回10,699円 ※4)

##### D. 支払総額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

※1 「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします(計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

$$\text{日割計算の手数料} \quad 100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

(ご利用金額 × 実質年率 × 日数(締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

(ショッピング 利用代金 10,000円あたり の分割払手 料の額)	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円
--	------	------	------	------	------	--------	--------	--------	--------

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

#### 3. お支払い例

現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合

##### A. 上表にもとづく手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

##### B. 上表にもとづく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円 ※1$$

##### C. 毎月の支払額

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円 ※2$$

(ただし、初回10,518円 ※3、最終回10,699円 ※4)

##### D. 支払総額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

※1 「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします(計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

$$\text{日割計算の手数料} \quad 100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

(ご利用金額 × 実質年率 × 日数(締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

【実質年率18.00%の場合】

(1) 支払回数および支払期間

3回(3カ月)～60回(60カ月)の各回(各月数)

<ショッピング利用代金10,000円当たりの分割手数料の額の例>

支払回数	3回	10回	12回	18回	24回	30回	36回	48回	60回
支払期間	3か月	10か月	12か月	18か月	24か月	30か月	36か月	48か月	60か月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
(ショッピング 利用代金 10,000円あたり の分割払手 料の額)	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

(2) お支払い例

実質年率18.00%の方が、6月30日に現金販売価格10万円の商品を購入した場合

A. 上表にもとづく手数料総額

$$100,000円 \times 8.43\% = 8,430円$$

B. 上表にもとづく支払総額

$$100,000円 + 8,430円 = 108,430円 ※1$$

C. 毎月の支払額

$$108,430円 \div 10回 = 10,843円 ※2$$

(ただし、初回10,625円 ※3、最終回10,842円 ※4)

D. 支払総額

$$10,625円(初回) + 10,843円 \times 8(第2回 \sim 第9回) + 10,842円(最終回) = 108,211円$$

※1 「D. 支払総額」は、「B. 上表にもとづく支払総額」を超えない範囲とします(計算の過程で端数金額が生じた場合は調整されます。)

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦計数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算の手数料} \quad 100,000円 \times 1.50\% = 1,500円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,843円 - 1,500円 = 9,343円$$

$$\text{日割計算の手数料} \quad 100,000円 \times 18.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,282円$$

(ご利用金額 × 実質年率 × 日数(締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)

$$\text{初回支払額} \quad 9,343円 + 1,282円 = 10,625円$$

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,343円 = 90,657円$$

$$\text{月利計算の手数料} \quad 90,657円 \times 1.50\% = 1,359円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,843円 - 1,359円 = 9,484円$$

<ショッピングスキップ払いのご案内>

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

支払期間:54~239日

1. 手数料率

2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00~15.00%[月利1.00~1.25%](※1)]
2026年10月1日ご利用分から(※2)	実質年率18.00%[月利1.50%]

(※1)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。

ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

(※2)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページ([https://www.jcb.co.jp/release/oshirase\\_payment.html](https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html))で公表します。

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

2. お支払い例

【実質年率15.00%の場合】

実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

- ①お支払い元金 10,000円
- ②手数料 375円(1万円×3か月×(15.00%÷12か月))
- ③11月10日の支払額(支払総額) 10,375円(①+②)

【実質年率18.00%の場合】

実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

- ①お支払い元金 10,000円
- ②手数料 450円(1万円×3か月×(18.00%÷12か月))
- ③11月10日の支払額(支払総額) 10,450円(①+②)

<ショッピングスキップ払いのご案内>

ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)

支払期間:54~239日

1. 手数料率

実質年率12.00~15.00%(月利1.00~1.25%)

※お客さまに適用される手数料率は、「カード発行台紙」に記載されます。

2. お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

- ①お支払い元金 10,000円
- ②手数料 375円(1万円×3か月×(15.00%÷12か月))
- ③11月10日の支払額(支払総額) 10,375円(①+②)

<繰上返済方法>

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1.CD・ATMによる返済	○	×	×	○	当行のCD・ATMおよび提携金融機関のCD・ATM等から入金して返済する方法
2.口座振替による返済	○	○	×	○	事前に当行に申出ることにより、約定支払日(当行システム稼働時間内)としま

<繰上返済方法>

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1.CD・ATMによる返済	○	×	×	○	当行のCD・ATMおよび提携金融機関のCD・ATM等から入金して返済する方法
2.口座振替による返済	○	○	×	○	事前に当行に申出ることにより、約定支払日(当行システム稼働時間内)としま

					す。)に口座振替により返済する方法
3.口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申出のうえ、当行指定口座への振込みにより返済する方法
4.持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

※2026年4月15日繰上返済分よりATM手数料が発生します。上記「1.CD・ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合には110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります。(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。)

- \* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。
- ※ 全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。
- ※ 一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日(ただし、口座振替による支払は、当行システム稼働時間内とします。)に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
- ※ 金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。
- ※ 持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。

【ご利用代金明細に関する特約】

<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/meisaitokuyaku.pdf>

【J-POINTプログラム利用規定】

以下の規定については、J-POINTプログラムの対象となる方に適用されます。

・J-POINTプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>

《保証委託を申込むにあたっての同意事項》

(保証会社による個人信用情報機関の利用・登録)

1. 本会員等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟事業者に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員等の個人情報(同機関の加盟事業者によって登録される契約内容・返済状況等の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
2. 本会員等の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報(その履歴を含む)が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟事業者により、本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

					方法
3.口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申出のうえ、当行指定口座への振込みにより返済する方法
4.持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

\* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。

- ※ 全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。
- ※ 一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。
- ※ 金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。
- ※ 持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。

【ご利用代金明細に関する特約】

<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/meisaitokuyaku.pdf>

【Oki Dokiポイントプログラム利用規定】

以下の規定については、Oki Dokiポイントプログラムの対象となる方に適用されます。

・Oki Doki ポイントプログラム利用規定

<https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/>

《保証委託を申込むにあたっての同意事項》

(保証会社による個人信用情報機関の利用・登録)

1. 本会員等は、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、銀行法施行規則、割賦販売法および貸金業法等により本会員等の支払能力の調査の目的(与信判断のほか与信後の管理を含みます。)に限りそれを利用することに同意します。
2. 本会員等の本申込み(後日契約をおこなった場合はその契約を含みます。)に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、本会員等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関は本同意書末尾に記載の個人

<p>3. 保証会社が加盟する個人情報機関および当該機関と提携する個人情報機関は本同意書末尾に記載の個人情報機関とします。各機関の加盟資格、<a href="#">加盟事業者</a>名等は各機関のホームページに記載されています。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でこないます。（保証会社ではできません。）また、本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。</p>	<p>個人情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに記載されています。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関でこないます。（保証会社ではできません。）また、本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。</p>
<p>MyJCB アプリ利用者規定(添付資料①)</p>	<p>MyJCB アプリ利用者規定(添付資料①)</p>